

# 福祉生活病院常任委員会資料

## (平成30年6月15日)

〔件 名〕

- 1 星取県ライトダウンキャンペーンの実施について  
(環境立県推進課)・・・1
- 2 鳥取県景観審議会・星空環境保全部会の開催結果について  
(環境立県推進課)・・・2
- 3 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続等の状況について  
(循環型社会推進課)・・・9
- 4 鳥取県立布勢総合運動公園(コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク)、  
鳥取県立東郷湖羽合臨海公園及び鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の指定管理者  
募集要項(案)の概要について  
(緑豊かな自然課)・・・12
- 5 鳥取砂丘ビジターセンターの整備状況について  
(緑豊かな自然課)・・・14
- 6 山陰海岸ジオパーク関連行事及びユネスコ世界ジオパーク再認定現地審査  
について  
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)・・・16
- 7 被災者住宅再建等総合支援事業の進捗状況について  
(住まいまちづくり課)・・・17
- 8 上下水道の持続的経営に向けた鳥取県広域化・共同化等検討会(第1回)  
の概要について  
(水環境保全課)・・・18
- 9 天神川流域下水道の指定管理者審査要項(案)の概要について  
(水環境保全課)・・・19

### 生活環境部



# 星取県ライトダウンキャンペーンの実施について

平成30年6月15日  
環境立県推進課

## 1 目的

みんなで星空や涼しい場所を楽しむ新たな夏の過ごし方を推奨・提案し、官民協働で全県展開することで、「星取県」ならではの省エネ・節電の機運醸成を図る。

## 2 期間

平成30年6月21日(木)「夏至」～9月12日(水)「とっとり県民の日」

## 3 キックオフとイベントの3週連続開催

同期間に合わせて推進する「クールシェア」の取組のほか、山陰海岸ジオパークやガイナレ鳥取の取組等と連携したイベントを行う。

### (1) 鳥取県クールシェア大使任命式・街頭啓発

クールシェアスポットとして県内最大級であるイオンモール鳥取北と連携し、エコ活動に取り組んでいるキャラクターを「クールシェア大使」に委嘱するための任命式を同モール内で行う。さらに、買い物客に啓発用うちわを配布し星取県ライトダウンやクールシェアを呼びかける。

ア 日時 6月21日(木) 19:15～19:45

イ 場所 イオンモール鳥取北セントラルコート

ウ 内容 委嘱状交付・たすき贈呈、クールシェア大使の決意表明、  
星取県ライトダウン(大使によるカウントダウンでセントラルコートを消灯)、  
街頭啓発

エ 大使を委嘱するキャラクター

エコ戦隊スナバース(公立鳥取環境大学学生)、ガイナマン・ガイナレディース、  
エコトリピー

### (2) 星取県ナイトクルーズ in 山陰海岸ジオパーク

山陰海岸ジオパークや星取県の取組と連携したクールシェアのスタイルとして、山陰松島遊覧(株)と連携し、夜の浦富海岸の船上で星空を楽しむメニューを提案し、体験イベントを実施する。

ア 日時 6月30日(土) 18:30～20:30

イ 場所 岩美町内(浦富海岸沖合・遊覧船乗り場)

ウ 対象 小学生の親子50名程度(公募)

エ 内容 クルージング、エコ学習、ジオパーク学習

### (3) ガイナレナイトゲーム「星取県スペシャルマッチ～星取県ライトダウンデー～」

ガイナレ鳥取と連携して、星取県のPRや省エネ・節電の普及啓発を図るためのスペシャルマッチを実施し、チームの発信力を活かした観戦の呼びかけやスタジアムでの普及啓発を行う。

ア 日時 7月7日(土) 17:00～22:00(19:00キックオフ vs ザスパクサツ群馬)

イ 場所 とりぎんパードスタジアム

ウ 内容 省エネ推奨シャツ着用のエスコートキッズによる入場

場内放送やイベントブースでの省エネ・節電の呼びかけ

終了後に早めに消灯しピッチ上で光るボールを蹴り流れ星を演出するセレモニーなど

## 4 取組の全県展開

民間企業・団体や市町村等と協働・連携して取組を情報発信・拡大しながら、省エネ・節電を全県的な取組として展開する。

・星取県関連イベントの情報発信

・クールシェアスポットの情報発信・拡大

自然スポット(海、山、渓谷、滝等)、公共施設、商業施設、アクティビティスポット等、現時点で270箇所を想定。

・学校・保育所・幼稚園等での環境学習の実施

## <参考>クールシェアの推進

夏季の家庭での電力消費の6割を占めるエアコンの使用抑制に重点をおき、節電のために暑さを我慢するのではなく、涼しい場所にみんなで集まり、家庭や地域で楽しみながら、家庭でのエアコンの省エネ・節電や郷土の魅力再発見につなげる。

## 鳥取県景観審議会・星空環境保全部会の開催結果について

平成30年6月15日  
環境立県推進課

日南町からの指定要請を受け、日南町全域の星空保全地域への指定及び星空保全照明基準の設定について意見を聴くため、鳥取県景観審議会・星空環境保全部会を開催したので、その概要を報告する。

### 1 概要

- (1) 日時 平成30年6月6日(水) 午前10時～11時30分
- (2) 場所 とりぎん文化会館第4会議室(鳥取市尚徳町101-5)
- (3) 出席者 景観審議会星空環境保全部会委員6名(別添資料1)、日南町住民課長
- (4) 審議事項
  - 日南町全域の星空保全地域への指定
  - 当該地域に設定する星空保全照明基準案
    - ①星空等の状況(別添資料2)
      - ・町境が山に囲まれ、他の光源の所在地域からも遠いため、地域外からの人工光の影響はほとんどない。
      - ・「夜空の明るさ(暗さ)」は、中心部の生山地区を含めて、町内全域にわたって夜空が暗く美しい星空が見える環境にあることを示す測定結果となった。
    - ②星空を活用した取組の状況(別添資料3)
      - ・多里地域では、住民グループ「遊四季多里」が昨年からは継続的に星空観察会を開催するとともに、小中学生による天体自由研究発表等、子ども達を対象とした企画にも取り組んでいる。
      - ・福栄地域や阿毘縁地域でも、星空観察会が開催されている。
    - ③照明基準案(別添資料4)
      - ・基本的には鳥取市佐治町地域と同様の基準とするが、日南町内では町営グラウンドにおいてナイター照明設備が多く使用されており、数年内に改修する計画もあることから、ナイター照明器具について他の屋外照明器具とは別の基準を設ける。
      - ＜ナイター照明器具について＞
        - ・設置にあたっては、光害防止対策措置がされた投光器を用いるとともに、下向きを基本とし、上方への漏れ光を抑制するよう配慮する。
        - ・使用時間は午後10時までとする。

### (5) 審議結果

- ・審議事項について、いずれも妥当と判断された。

### (6) 主な質疑

- ・町として、全域が星空保全地域に指定されることでどのような効果を期待しているか。  
→町民みんなが「美しい星空を守る」という思いを強くするきっかけになる。また、町外にPRでき、星空で町に観光に来ていただけるのは大きなメリットである(町)。
- ・ナイター照明施設の近くで星空観察会を行う場合はどうするのか。  
→ナイター施設利用は予約制にしているので、星空イベントのあるときはナイター施設の使用を制限することもできる(町)。

### 2 今後の予定

- ・6月12日～25日：日南町星空保全地域の指定区域案及び星空保全照明基準案の公告縦覧(2週間)
- ・6月末頃：日南町全域を星空保全地域に指定(告示)

(資料1)

鳥取県景観審議会星空保全部会委員名簿 (平成29年4月1日～平成31年3月31日)

	氏名	職名	出欠
部会長	クラツネ シュンイチ 倉恒 俊一	鳥取短期大学 生活学科 教授	出席
	クラモチ ヒロミ 倉持 裕彌	公立鳥取環境大学 経営学部 准教授	出席
	スギハラ ハナ 杉原 華	三朝温泉 清流荘 代表取締役	出席
	ツイキ コ子 立木 てる子	三八市実行委員	出席
	ナカハシ フミオ 中橋 文夫	公立鳥取環境大学 環境学部 教授	欠席
	ヒライ サトル 平井 覚	鳥取大学地域学部 教授	出席
	フルタニ ミホコ 古谷 美穂子	1級建築士	出席

## (資料2)

### 日南町地域の星空環境の状況

#### 1 夜空の明るさ(暗さ)調査結果

##### (1) 方法

日南町内の星空環境(星の見えやすさ)を示すデータを得るため、スカイクオリティメーターで「等級、正確には等級/1平方秒角(magnitude/arcsec<sup>2</sup>)」を単位とする「夜空の明るさ(暗さ)」を測定した。この「等級」の値が大きいほど夜空が暗く星空環境が良好(星が見えやすい)状態であることを示す。

なお、この「等級」について、代表的な測定データとして「全国星空継続観察(環境省、昭和63年度～、H25～29年度は星空公団が実施)」のものがあり、同一時期(夏季・冬季の指定された期間中)に、夜空の天頂付近を一定の条件で撮影(シャッタースピード30秒、ISO感度800、1枚撮影)して得た写真を画像解析して算定されてきたもので、鳥取県内では、さじアストロパークが定点となり、継続実施されてきた。

一方、スカイクオリティメーターによる方法は、カメラでの写真撮影による方法よりも捉える空の範囲が広く、また分光感度特性が広い波長特性を持つ(幅広い波長の光に対し感度が高い)ことから、特に周辺に外灯等地表光が多い場所では写真撮影による方法よりも「明るい結果」となりやすいとされる。

以上のことを踏まえ、光感知角度の狭い(20°/半値幅10°)レンズ付きスカイクオリティメーター(SQM-L)を用いて、地表の光の影響が少なくなるようにした(図1、2参照)。なお、今回調査した場所では、地表光の影響はあっても僅かと考えられる。

測定は1地点につき10回程度繰り返し測定して、その平均値を当該地点の測定値とした。



図1 測定に用いたスカイクオリティメーター SQM-L

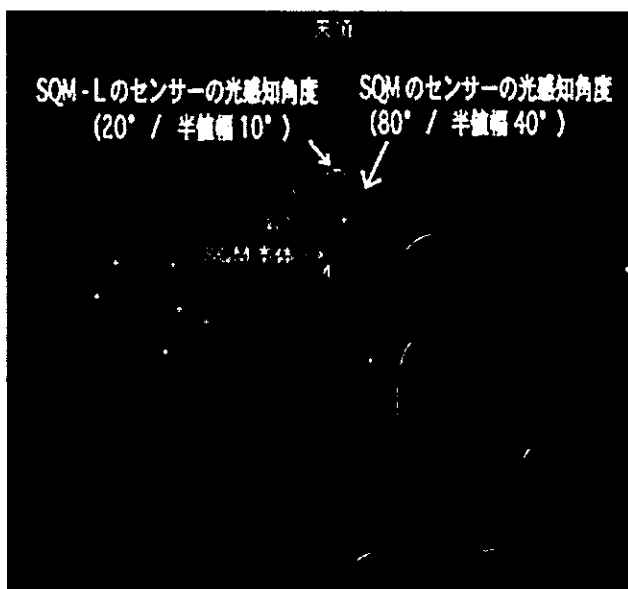


図2 スカイクオリティメーターの種類と光感知角度・・・光感知角度の狭いタイプ(SQM-L)を用いて天頂付近の光だけを感じるようにし、地表付近の影響が少なくなるようにした。

##### (2) 調査日時、天候等

- ①調査日：平成30年4月13日 20時30分～22時45分
- ②調査日の天候等：晴れ
- ③ " 月齢等：月齢26.6、月の出4時08分、月の入15時39分  
⇒月明かりの影響無し
- ④その他：当日は星がよく見え、「星降る」ような夜空であった。

### (3) 結果等

以下のとおり、日南町では、中心部の生山地区を含めて、町内全域にわたって夜空が暗く美しい星空を見える環境にあることを示す結果となった。

表1 スカイオリティメーターでの測定結果(写真撮影による夜空の暗さ値と同様な値が得られる簡易方法による。数値が大きいほど暗い。)

日南町多里山村広場 調査時間: 20:30~20:50	日南町萩原(国道183号沿) 調査時間: 20:55~21:00	ゆきんこ村駐車場(日南町阿部緑) 調査時間: 21:25~21:40	道の駅にちなみ裏(日南町生山) 調査時間: 21:55~22:05	花見山スキー場(ロッジ前) 調査時間: 22:35~22:45
21.51	21.43	21.64	21.09	21.69
21.39	21.67	21.60	21.28	21.93
21.62	21.71	21.58	21.15	21.88
21.58	21.65	21.68	21.19	21.95
21.55	21.65	21.68	21.20	21.89
21.57	21.62	21.62	21.07	21.95
21.32	21.63	21.69	20.95	21.97
21.60		21.72	21.11	21.92
21.57		21.63	21.16	21.93
21.54		21.72	21.08	21.97
		21.65		21.93
				21.89
平均 21.5	21.6	21.7	21.1	21.9

#### (参考) 同じ調査者が同じ方法で測定した他地点の結果

(参考)鳥取市さびアストロパーク 2018年4月21日 23:40~23:50調査	
21.63	
21.64	
21.59	
21.70	
21.73	
21.68	
21.78	
21.78	
21.73	
21.73	
21.7	

県庁裏玄関付近 調査時間:4月14日1:30頃	
19.22	
19.34	
19.04	
平均 19.2	

#### (参考) 写真撮影による「夜空の明るさ(等級)」測定の測定値の目安

夜空の明るさの数値の単位: (等級/平方秒角)

○「全国星空継続観察結果(環境省)」によれば、日本国内の観測点の平均で約20、良いところでおおよそ21前後、大都市で約16程度

○なお、天の川は、夜空の明るさが20では約50%で、21ではほぼ100%の確率で観察できる

出典: 臼井正「続・天の川が見える怪」(天文教育 2007年3月号)

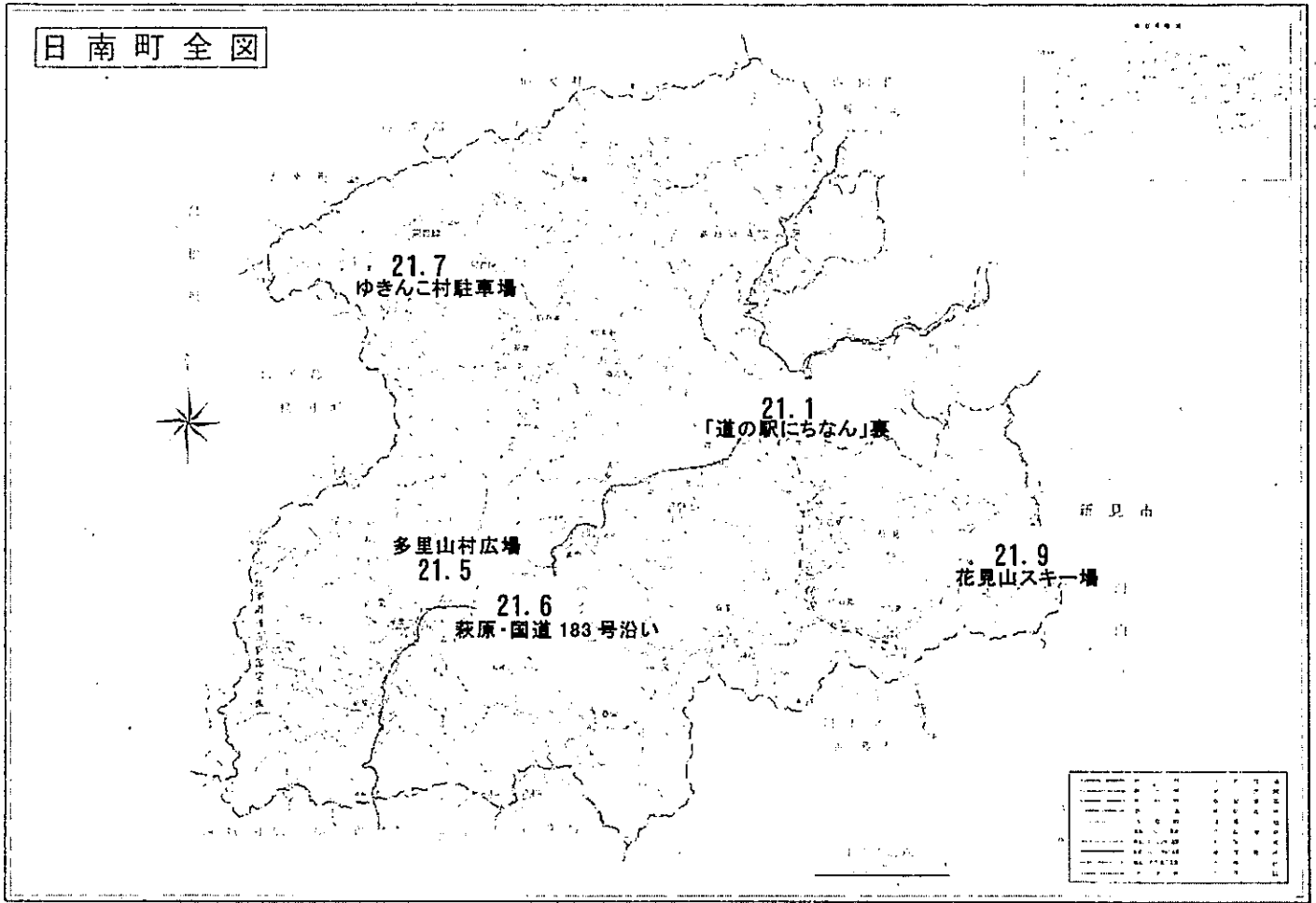


図3 夜空の明るさ測定結果分布

(参考)

- さじアストロパーク : 21.7 (H30年4月21日)
- 鳥取県庁構内(裏玄関近く) : 19.2 (H30年4月14日)



## 星空保全地域指定に係る社会的条件調査票(日南町)

	項目	内容等		
		日南町役場周辺	日南町総合グラウンド周辺	道の駅周辺
社会的条件1(地域の光の状況)	主な事務所・公共施設等			
	屋外照明の状況	駐車場等に街灯が数か所設置されているが、谷の底に位置しているため影響は小さい。	ナイター設備があるが、最大午後10時までの使用で使用日数は年間平均54日	道沿いに街灯が数か所設置され、また店舗の看板への照明もあるが、下向きのLEDで谷の底に位置しているため、支障ない。
	新たな開発・企業進出	現段階で、日南町内において今後新たな開発または企業進出の予定はない		
	地域外から発生する光が日南町地域内に影響しているか	なし		
社会的条件2(地域の星空の保全や活用の取組)	日南町の美しい星空を活用した取組みの経緯	阿毘緑地区 日南町星空観察(阿毘緑地域) H29年秋、町内でも標高の高い本地域にある交流施設ゆきんこ村を会場に岡山からバスモニターツアーを誘致し、星空観察会を実施した。人工光の少ない環境は魅力で申込は多数あったが、あいにく当日天候不良のため星空を楽しむには至らなかった。参加者からは星空が見れたらツアー内容は良かった旨感想はいただき、立地を生かして今後も活用していきたいと検討している。	多里地区 日南町星空観察(多里地域) H29年に地域に発足した「遊四季多里」が主催で、5月をスタートに8回観望会を開催した。町内外からの参加者に豊に親しみ、楽しんでもらえるように、手作り望遠鏡による観察会やお泊りによる企画等趣向を凝らしている。星空の魅力を次世代にも伝え、星空案内サポーター育成のため子供達対象の企画にも積極的に取り組んでいる。	福栄地区 日南町星空観察(福栄地域) 文豪井上靖氏が家族を疎開させていたご縁で行き来をしていたこの地域を「天体の植民地」と称されたように、まさに天に手が届くこの地域の集会所「天体館」等を会場に観望会の開催を検討している。
	星空保全区域として指定を受けた後の取組み、地域振興計画について	阿毘緑地域を統括しその活動の拠点である「まちづくり協議会」の活動においても、地元の自然活用の注目は高い。高原の立地を生かした星空観察を地域としても展開していきたいと考えている。	広島県境に位置する多里地域で「田舎の楽しい再発見」をコンセプトに活動している「遊四季多里」では、国や町、研究者と連携して自然資源を活用したエコツーリズムにも取り組んでいる。今後、マイナスに捉えられやすい環境を、暗いからこそ見える感動の体験を、地域振興にいかしていきたいと考えている。	岡山に接する福栄地域で、人工光の少ない立地や、背景をいかして、なにより地元民が自らの地域資源を見直す機会として地域活性化の一助としていきたいと考えている。
	その他			

## (資料 4)

## 日南町地域における星空保全照明基準 (案)

照明器具の種類	項目	基準	
屋外照明器具	設置の位置	照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用すること。	
	照射の方向	ナイター照明器具以外	1 垂直に設置した場合の上方光束比が5パーセント以下となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 1以外の照明器具を設置し、使用する場合は、その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。
		ナイター照明器具	光害防止対策の措置がされた投光器を用いるとともに、 <u>下向き照射を基本として設置の方法等を検討し、上方への漏れ光を抑制すること。</u>
	使用の時間	ナイター照明器具は、午後10時までの使用とする。	
建築物等を照射する照明器具	設置の位置	必要最小限の箇所に設置して使用すること。	
	照射の方向	1 次の要件を満たすよう設置して使用すること。 ア 下向き照射とすること。 イ 建築物等のみを照射すること。 2 その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。	
	輝度	照射される建築物等の表面の輝度は、5カンデラ毎平方メートル以下とする。	
広告物照明器具	照射の方向	1 広告物を外部から照射する場合においては、次の要件を満たすよう設置して使用すること。 ア 下向き照射とすること。 イ 広告物のみを照射すること。 ウ その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。 2 広告物本体が発光する場合又はその内部が発光する場合においては、その縁が広告物の中心よりも低い位置となるよう広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。	
	輝度	広告物の表面の輝度は、400カンデラ毎平方メートル以下とする。	

## 備考

- 「屋外照明器具」とは、道路、駐車場、庭園その他の屋外の場所において必要な明るさを確保する目的で設置し、使用する照明器具(イルミネーションの用に供するものを除く。)をいう。
- 「建築物等」とは建築物、工作物その他の施設をいい、「建築物等を照射する照明器具」とは建築物等の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具をいう。
- 「広告物照明器具」とは、広告物の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具又は広告物本体若しくはその内部が発光する広告物をいう。
- 「ナイター照明器具」とは、屋外照明器具のうち、屋外運動施設、野外劇場その他の屋外における運動競技又は催しを目的とする施設の夜間利用(当該目的に係るものに限る。)を行うため設置し、使用する照明器具をいう。
- 上方光束比は、光源全体から出る光束のうち水平より上方に向かう光束の比率とする。
- 照射される建築物等の表面の輝度は、平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値とする。
- 広告物の表面の輝度は、次のいずれかによるものとする。
  - 広告物の外観を照射するとき 平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値
  - 広告物本体又はその内部が発光するとき 広告物の表面の輝度を測定して得た数値
- 平均照度及び輝度の測定方法は、日本工業規格C7612及びC7614による。
- 個人の住宅に係る照明器具については、この基準は適用しない。

## 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続等の状況について

平成30年6月15日

循環型社会推進課

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例に基づき、(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)から県に平成28年11月30日に提出された淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画に係る条例手続等の状況を報告する。

### 1 意見調整会議の開催

意見調整対象の関係住民と開催日程等の調整を行い、日程が整った関係住民との意見調整会議(3回目)を次のとおり開催した。

①日時等 平成30年5月22日(火)午後5時30分～7時15分

②場所 西部総合事務所第15会議室

③出席者 関係住民(営農者)1名、センター、県

④傍聴者 11人

⑤会議の概要 会議では、事前に、関係住民からの意見に対するセンターの見解を得て県が論点を整理した資料をもとに、論点ごとに関係住民からの質問、要望等に対してセンターが回答することにより、双方の主張内容の理解の促進に努めた。

### 2 廃棄物審議会の開催

県は、5月に3回(5/9, 13, 22)開催した意見調整会議(関係住民7人)での調整結果等について、廃棄物審議会を開催し意見をいただいた。

(1)日時 平成30年6月12日(火)午前10時～11時45分

(2)場所 中部総合事務所 第301会議室

(3)審議会委員

専門分野	氏名	役職
廃棄物処理	田中 勝	公立鳥取環境大学客員教授
水環境	河原 長美	岡山大学名誉教授
廃棄物処理	花嶋 温子 (欠席)	大阪産業大学人間環境学部生活環境学科講師
大気環境	後藤 知伸	鳥取大学大学院工学研究科機械宇宙工学専攻教授
法律	足立 拓 (欠席)	弁護士
調停	清水 久代 (欠席)	元鳥取家庭裁判所米子支部家事調停委員
経営	酒田 礼子	鳥取県よろづ支援拠点コーディネーター

(4)審議会の概要

#### ①関係住民(7人)との調整結果について

意見調整会議での関係住民の意見とセンターの回答内容等を県が報告した。

(関係住民からの主な質問とセンターの主な回答)

質問等	センター回答要旨
建設資材等の品質について、データ偽造もあるので、100%信頼できるようにするために、センターで独自試験しチェックすべき。	資材等は、仕様書等に定められた規格等について使用前に確認する。遮水シートは、メーカーの試験表と第三者機関の試験結果を確認する。引張性能等の基本特性は、センターでも試験を行い、品質を確認する。
遮水シートの保証期間は15年しかないと聞く。廃棄物は永久に残るので、シートが永久にもたないのなら、処分場建設はやめてほしい。	シートの主な劣化要因は紫外線。大学等の調査で、紫外線を当て続けても50年以上の耐久性があるという調査結果がある。処分場は、水処理しなくても放流できるようになってから廃止するので、環境に影響を与えない。
処分場の大気への影響予測結果はどうか。処分場からの臭いが心配。	環境影響調査では、稼働中の隣接の一廃処分場や他の産廃処分場の状況から、問題のないことを確認している。稼働後も悪臭の発生状況を確認しながら、周辺に影響がないことを確認する。
実際に運んできたものが事前に調査した廃棄物と同じであることが目視で確認できるのか。展開検査で広げてしまったら、積み直すことは不可能ではないか。	トラックの荷姿の状態センターに搬入できるものかどうか確認する。その上でトラックの底の方に不適正なものがないかを確認するため、展開検査で広げて検査する。不適正なものがあれば、積み直して持ち帰ってもらう。目視のほか、蛍光X線検査も行い、同一性状かどうか確認する。
クローズド型を採用すべきではないか。ただし、クローズド型であっても処分場自体に反対。	オープン型は全国に設置実績がたくさんあり、維持管理に関する技術が蓄積されており、ゲリラ豪雨や大気汚染へも対応している。また、廃止後は土地所有者に土地を返還する必要があるが、クローズド型は廃止時に建物撤去の必要があり、実際に廃止した事例もない。

### <審議会の意見>

審議会で審議していただいた結果、「センターの対応は十分だが、関係住民とセンターの生活環境保全上の意見が乖離しており、関係住民の理解を得ることが難しい状況にある」どの各委員の意見であった。なお、審議会での意見は文書でとりまとめ、後日、審議会会長から県に提出される予定である。

#### (審議会委員の主な意見)

- ・関係住民の理解が得られない状況であり、このまま調整を続けても双方の主張は平行線が続くと思われる。
- ・住民の気持ちも分かるが、100%を求められており、事業者は回答しているが、それに対して同じ疑問が出ている。乖離している状況である。
- ・事業者は前向きに対応しているが、意見の乖離がみられる。
- ・一般廃棄物は自分が出した廃棄物なので、どこかに処分場を作ることが前提の議論になるが、産廃処分場はなくても困らないと思って議論が進んでいる。産廃処分場は必要不可欠で、県民のために極めて重要で作らなければならないという合意ができていないように感じる。

### ②調整会議未開催の関係住民への対応状況について

そのほかの関係住民(2自治会、個人(営農者等)3人)との日程調整の状況について、2月から会議開催日程の照会等を何度となく行っているが、その都度新たな質問、要望等の提出があり、県として可能な対応を行って回答と再度の照会を行っているが進展がないなど、調整に時間を要している状況が続いていることを審議会に報告した。

委員からは、相互理解の促進には意見調整会議の開催は必要ではあるが、条例では関係住民は意見調整への協力も規定されており、そうしたことも伝えながら意見調整会議の開催に向け調整を行ってはどうかとの意見をいただいた。

### 3 地下水流動について専門家意見の提出

平成30年2月23日に開催した専門家会議では、近隣水源地への汚染の懸念について、専門家から多重遮水工による対策等が講じられているため周辺を汚染することは考え難いとの見解が示されたところだが、地下水流動の専門家が欠席だったこともあり、また、意見調整会議でも関係住民から地下水流動についての意見もあったことから、平成26年にセンターが行った地下水流向等の調査(以下「センター調査」という。)の検証を県として専門家に依頼し、次のとおり意見をいただいた。なお、専門家会議メンバーの北村義信鳥大名誉教授は、体調面等で意見の提出は困難とのことであった。

専門家の意見は、上記審議会にも報告し、審議会ではいただいた専門家意見を参考にして今後の審議を行うこととしている。

(1) 専門家氏名 伊藤徹 技術士(建設・総合技術監理部門)

(H21~23 米子市水道局の大山山麓西部域水資源懇談会のメンバー)

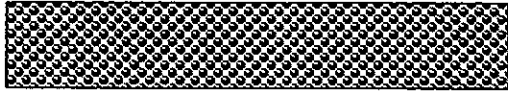
(2) 意見提出日 平成30年6月11日(月)

(3) 意見の概要

- ・センター調査で、地下水の流動方向を推定している手法は、水理学的、水文地質学的にも妥当な方法であると評価できる。
- ・センター調査の結果によって、おおまかな流路の推定はほぼできたものと考えてよい。
- ・対象地の丘陵地形の場所では、地下水は旧河谷の最深部付近に集中して流下することが想定され、西尾原水源地付近から扇状に広がる地形の中心付近(事業計画地付近)を通る北西方向への地下水流下経路が想定される。また、福井水源地側にはこのような扇状地形の地形発達が発達が貧弱であり、地下水の主たる供給源は事業地側の扇状の丘陵地とは異なると想定される。
- ・センター調査結果の水質パターンから、主たる地下水の供給源は西尾原から壺瓶山に至る丘陵地を境として東側と西側とは異なるものと想定される。
- ・以上の地形・地質の点も考慮すれば、主たる流路方向が北西方向であること、また、福井水源地の水質パターンが高井谷、西尾原に類似していることの点からしても、センター調査は妥当な調査結果が得られていると評価できる。

【専門家意見の参考図】

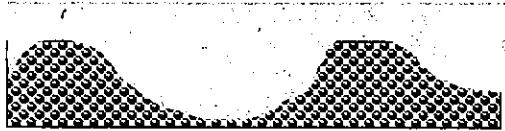
図1・ 泥流堆積物の形成過程模式図



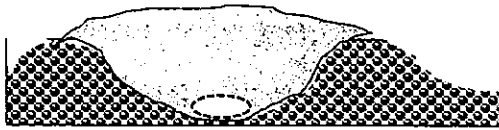
1) 古い土石流堆積物（溝口凝灰角礫岩）が堆積する



2) 古い土石流堆積物が侵食され、河谷が形成される

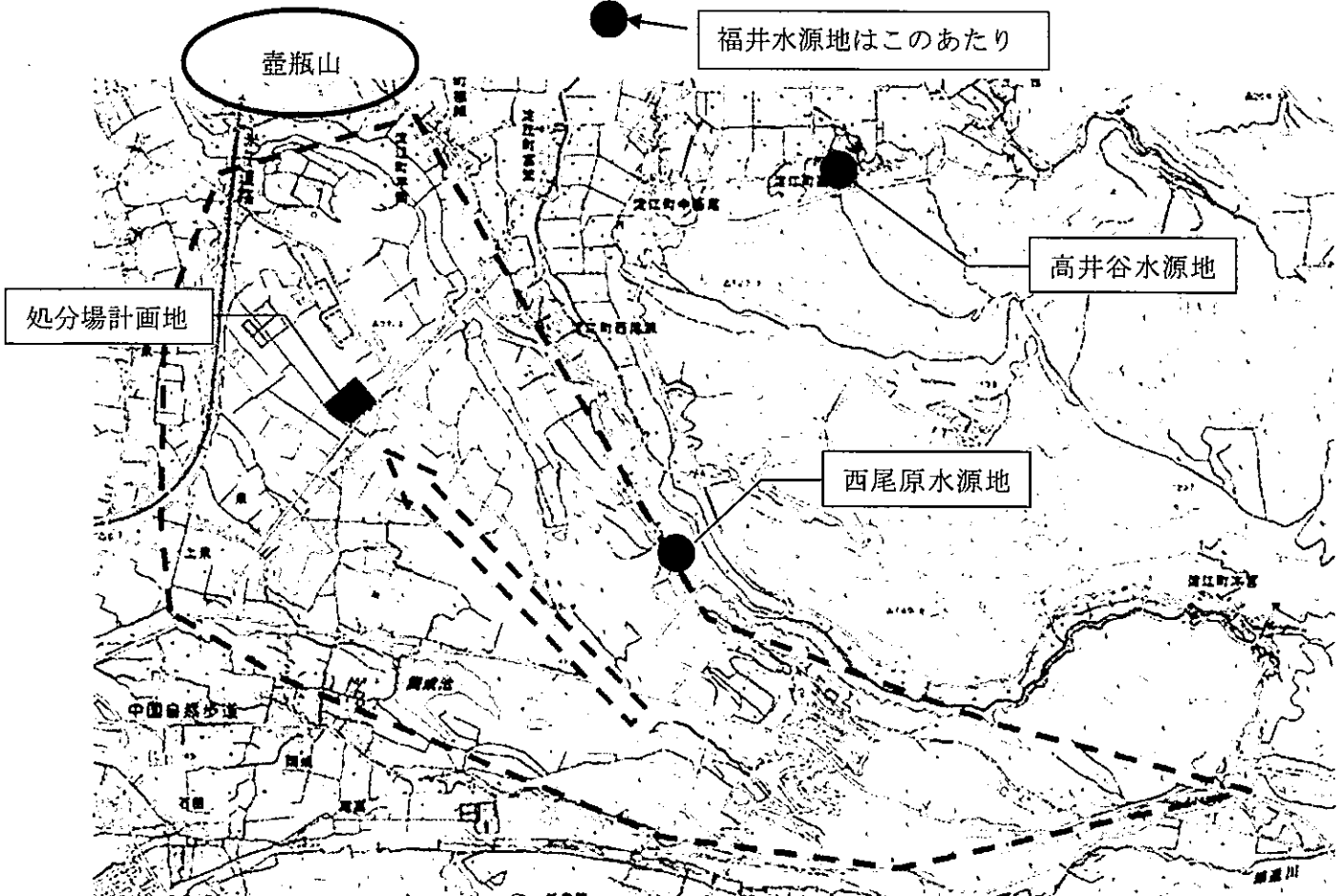


3) 河谷を埋めるように新しい土石流・火砕流が堆積する



4) 新しい土石流・火砕流が侵食され、埋没した旧河谷が存在する  
 河谷の最深部付近に地下水が集積し、流下しやすくなる（図中の○部分）  
 地下水は地形的に相対的な凹部に集積しやすい傾向がある

図2・ 地形図上で想定される旧河谷深部における地下水流路想定図（→方向）



鳥取県立布勢総合運動公園(コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク)、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園及び鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の指定管理者募集要項(案)の概要について

平成30年6月15日  
緑豊かな自然課

平成31年度から布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園(燕趙園を除く)、燕趙園及び氷ノ山自然ふれあい館の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することとしている。  
なお募集要項は、鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定する。

1 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

ア 共通事項

- (ア) 施設設備の維持管理に関する業務
- (イ) 施設の利用許可、利用料金(氷ノ山自然ふれあい館を除く。)の徴収等に関する業務
- (ウ) その他、施設の管理運営に必要な業務(サービスの提供、施設の利用促進等)

イ 個別事項

(ア) 布勢総合運動公園

- ・広域の総合運動公園として、施設設備等の利用指導、競技スポーツの振興、生涯スポーツやレクリエーション等の活動の普及推進に関する業務

(イ) 東郷湖羽合臨海公園(燕趙園を除く)

- ・県中部に位置する広域都市公園として、レクリエーション・スポーツ教室、イベントの開催等による効果的な利用促進に関する業務
- ・海浜、湖や自然を包含する都市公園として、広く県民に憩いと潤いある緑地や庭園環境を提供する業務

(ウ) 燕趙園

- ・中部地域の観光拠点施設の一つとして、中国庭園を含む公園施設としての特徴を活かしたイベントの開催等により効果的な施設の利用促進を図る業務
- ・地元産品の活用や周辺観光地との連携により、地域の観光情報等の発信拠点として情報提供業務

(エ) 氷ノ山自然ふれあい館

- ・国定公園である氷ノ山のビジターセンターとして、その豊かな自然を紹介し、魅力を体験できる場や機会を提供する業務
- ・豊かな自然環境を活用した地域経営の主要施設として、地域資源を活用した催事の積極的な開催を通して施設の効果的な利用促進を図る業務

(2) 管理の基準(基本的事項)

施設の利用時間、休園日、利用料金(氷ノ山自然ふれあい館を除く。)等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。

(3) その他、管理上の条件等

ア 管理責任者として、園長相当職を1名配置すること。

イ 受付業務として、常時職員を配置すること。

(ア) 布勢総合運動公園…陸上競技場、県民体育館に各1名以上

(イ) 東郷湖羽合臨海公園(燕趙園を除く)…あやめ池スポーツセンター、屋根のある多目的広場に各1名以上

(ウ) 燕趙園…燕趙門受付に1名以上、管理事務所に2名以上

(エ) 氷ノ山自然ふれあい館…館内に2名以上

ウ 資格・経験者を業務内容に応じ配置すること。

2 利用料金等の取扱い

施設利用料金(氷ノ山自然ふれあい館を除く。)や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

3 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、施設毎にそれぞれ次の金額を上限として、委託料を支払う。なお、利用料金等と委託料の総額が業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県はその差額を補填しないものとする。

- ① 布勢総合運動公園 総額 1,437,312千円(消費税及び地方消費税を含む。)
- ② 東郷湖羽合臨海公園(燕趙園を除く) 総額 630,781千円(消費税及び地方消費税を含む。)
- ③ 燕趙園 総額 486,180千円(消費税及び地方消費税を含む。)
- ④ 氷ノ山自然ふれあい館 総額 261,319千円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日 [5年間]

## 5 応募資格

本県から一般競争入札の参加資格を取り消されていないこと等、指定管理候補者として適当であると認められる者。また、施設毎にそれぞれ次の条件を満たす者。

- ①布勢総合運動公園、燕趙園及び氷ノ山自然ふれあい館
  - ・鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。
- ②東郷湖羽合臨海公園（燕趙園を除く）
  - ・鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。
  - ・複数の法人等が共同して応募する場合、構成団体に1者以上鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人が含まれているグループであること。

## 6 スケジュール

- |                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 募集の開始         | 平成30年6月下旬               |
| (2) 募集の締切         | 平成30年8月上旬               |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 平成30年8月下旬               |
| (4) 審査結果の通知・公表    | 平成30年8月下旬               |
| (5) 指定管理者の指定      | 平成30年10月下旬（議会の議決を経て行う。） |

## 7 選定方法等

### (1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、応募者が指定管理候補者として適当かどうかを面接審査等により選定する。

### (2) 審査委員会委員

審査委員会は共通委員に個別委員を加えた各施設5名で構成する。

#### ア 共通委員（各施設3名）

学識経験者、税理士、生活環境部次長（布勢総合運動公園、氷ノ山自然ふれあい館）、生活環境部くらしの安心局長（東郷湖羽合臨海公園）

#### イ 個別委員（各施設2名）

- |                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| (ア) 布勢総合運動公園          | …スポーツ又はレクリエーション関係有識者2名 |
| (イ) 東郷湖羽合臨海公園（燕趙園を除く） | …レクリエーション関係有識者、地元関係者   |
| (ウ) 燕趙園               | …観光関係者、地元関係者           |
| (エ) 氷ノ山自然ふれあい館        | …地元関係者2名               |

### (3) 選定基準

選定基準	主な審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○管理の基準 利用時間、休園日、利用料金設定(氷ノ山自然ふれあい館を除く。)、大会や行事等の利用調整方法(布勢総合運動公園のみ)、個人情報保護、情報の公開等 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 施設設備の維持管理、芝グラウンドの管理方法(布勢総合運動公園のみ)、外部委託の考え方等 ○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 サービス向上・利用促進策、スポーツ・レクリエーション振興(布勢総合運動公園のみ)等 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容 ○県委託料額の多寡
安定して管理を行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財務基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 { 障害者雇用、男女共同参画推進企業の認定、 ISO・TEASの認証 } ○当該施設の管理運営状況の実績評価
その他 (指定手続条例第5条第4号)	○ネーミングライツに係る提案

\* 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例

## 鳥取砂丘ビジターセンターの整備状況について

平成30年6月15日  
緑豊かな自然課

鳥取砂丘において、環境省直轄事業（県施工委任）で建設中の鳥取砂丘ビジターセンターに係る施設整備状況と開館に向けた取組について報告する。

### 1 鳥取砂丘ビジターセンター東館の開館日及び施設概要

・東館開館日：平成30年10月26日（金）

午前中に開館記念式典セレモニーの実施を検討中。式典に合わせ、地元観光団体、アクティビティ協会等に参画いただき、賑わいイベントを実施する予定。

また、開館に先駆け7月末にリニューアルを迎えるツインポートオープニング（鳥取空港、鳥取港）でPRを行い、鳥取砂丘への誘客促進を図る。

#### <ビジターセンター東館施設概要>

設置主体	環境省	構造	木造2階建 延べ床面積 933.62m <sup>2</sup>
管理運営主体	環境省・県・市で構成する管理運営協議会（H30.7月設立予定）		
施設機能	1階…体験学習室、レクチャールーム、山陰海岸ジオパークゾーン、休憩スペース（屋内、屋外）、管理事務室 2階…展示室、図書情報コーナー		
運営体制	職員7名による年間365日のローテーション勤務（3～6名/日あたり） 館長（1名）…市職員（OB）、副館長（1名）…県職員 スタッフ（5名）…事務・外国語対応2名、ジオガイド3名		

### 2 ビジターセンター等施設整備スケジュール

#### ○ビジターセンター東館（環境省直轄事業）

- ・建築関連（建築・電気・機械）工事は7月末に完了予定。
- ・館内展示物に係る工事は10月中旬に完了予定。

#### ○鳥取砂丘駐車場公衆便所（交付金事業、実施主体：県）

- ・今年3月に着工済みで9月末に完了予定。
- ※ビジターセンター館内には一般用トイレが無い場合、館利用者のトイレとなる。

#### ○木製階段・スロープ（交付金事業、実施主体：県）

- ・6月議会で整備費を上程中。議決後、速やかに着手する予定。
- ※ビジターセンター開館時に全部供用は困難なため、一部（木製階段）のみ供用することを検討中。

#### ○ビジターセンター西館（環境省直轄事業）

- ・今年度基本設計・実施設計を実施し、工事実施はH31年度以降となる見込み。
- ※隣接する県休養舎についても、交付金事業を活用し一体化工事を実施予定。

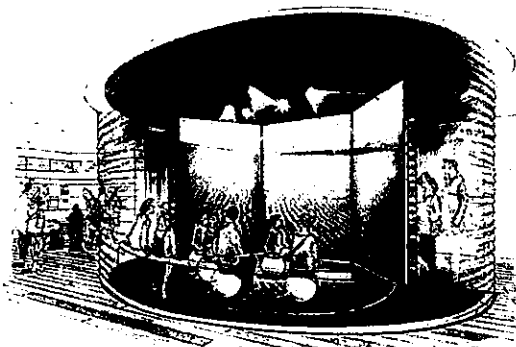
所管	種別	事業費	H28年度		H29年度		H30年度		H31年度	
			上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
砂丘東側施設	環境省	VC 実施設計	43百万	●	●					
	環境省	VC 建築工事	480百万			●	●	●		
		VC 展示工事	200百万			●	●	●		
		VC 公衆トイレ設計	5百万	●	●					
	鳥取県	公衆トイレ工事	120百万			●	●	●		
		砂丘スロープ・階段工事	84百万					●	●	
砂丘西側施設	環境省	基本設計・実施設計	24百万				●	●		
	環境省	本体工事	検討中						●	●



○現場状況写真（鳥取市営駐車場内） H30.6.11 時点



○館内展示室イメージ

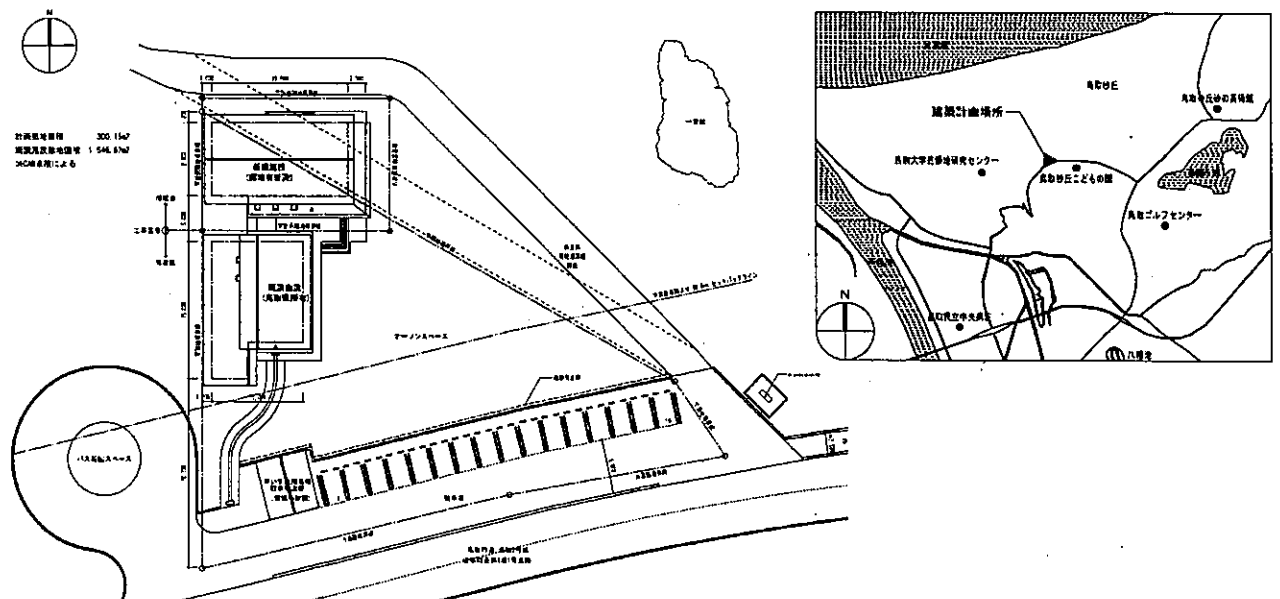


2階 映像ミニシアター「すなくら」



2階 展示室

○ビジターセンター（西館）基本計画図



## 山陰海岸ジオパーク関連行事及びユネスコ世界ジオパーク再認定現地審査について

平成30年6月15日  
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館  
観光戦略課

ジオパークの認知度向上に向けて、山陰海岸ジオパークについて「学ぶ」、「体験する」機会となる取組を6月から8月にかけて以下のとおり実施します。あわせて、山陰海岸ジオパークのユネスコ世界ジオパーク再認定に係る現地審査の日程等が決定しましたので報告します。

### 1 山陰海岸ジオパークフェアの開催

ジオパークに対する認知度向上や8月上旬に予定されているユネスコ世界ジオパーク再認定審査に向けた気運醸成を図るため、山陰海岸ジオパークフェアを開催します。

#### (1) 期日・時間

平成30年6月30日(土) 午前10時から午後3時まで

#### (2) 場所

かにっこ館周辺広場及び「とりっこ広場」(鳥取市賀露町)

#### (3) 主催

山陰海岸ジオパーク推進協議会、鳥取県

#### (4) 主な内容

##### <特設ステージイベント>

- ① オープニングセレモニー (10:00~10:20)
- ② クイズ大会 (11:15~12:00)
- ③ さかなクン&かにクントークショー (13:00~14:00)

##### <出店ブース>

- ① ジオパーク体験ブース (10:00~15:00)  
「砂絵体験」、「砂像作り体験」、「貝殻を使ったアクセサリ作り」など
- ② ジオの恵み飲食ブース (11:00~14:00)  
「焼き岩ガキ」、「焼きサザエ」、「のどぐろ魚醤カレー」、「天草で作ったところ天」など
- ③ ジオ菓子作り教室 (10:00~15:00)  
全国で開催されるジオパークイベントで活躍中の「ジオガシ旅行団」が、ジオパークの地理的特徴をお菓子で再現します。

### 2 ジオキッズ・サマースクールの開催

山陰海岸ジオパークにおける子ども自然教育体験プログラムとして、県内外の子どもたちに山陰海岸ジオパークについて学ぶ機会を提供します。

#### (1) 期日

- 《第1班》 山陰海岸ジオパーク ふれあいコース (1泊2日)  
平成30年7月30日(月)~31日(火) 定員30人 (7月20日募集締切)
- 《第2班》 山陰海岸ジオパーク まんきつコース (2泊3日)  
平成30年8月8日(水)~10日(金) 定員30人 (8月1日募集締切)

#### (2) 対象

小学生(中高学年)

#### (3) メニュー

共通: 山陰海岸ジオパークに関する講座・風洞実験、島めぐり遊覧船、鳥取砂丘ナイトハイク ほか  
第2班のみ: 鎧海岸・地層観察、大谷海岸・岩石観察会、バーベキュー

#### (4) 募集方法

電子メール又はファクシミリで申込み(先着順)

#### (5) 主催

山陰海岸ジオパーク子ども教育体験プログラム実行委員会

構成団体: 鳥取県、鳥取市、岩美町、鳥取大学、鳥取環境大学、鳥取県ジオガイド交流会 ほか

### 3 ユネスコ世界ジオパーク再認定現地審査

山陰海岸ジオパークのユネスコ世界ジオパーク再認定に係る現地審査の日程等が決定しました。

#### (1) 日程

平成30年8月6日(月)~9日(木)

#### (2) 審査員

- Carol Gleeson 氏  
バレン・モハー断崖世界ジオパーク(アイルランド)のクレア州協議会マネージャー
- 盧 琴飛(Lu QinFei)氏  
雁蕩山世界ジオパーク(中国)の管理委員会ディレクター

※ 審査行程の詳細は現在調整中であるため、改めて報告します。

# 被災者住宅再建等総合支援事業の進捗状況について

平成30年6月15日  
住まいまちづくり課

鳥取県中部地震に係る被災者住宅再建等総合支援事業の進捗状況について概要を報告する。

○ H30年5月末時点の再建支援金及び修繕支援金の申請・支出実績状況は以下のとおり。

<再建支援金>

・申請受付：3,352件（進捗率：約94.2%）、支出実績：2,786件（進捗率：約78.3%）

<修繕支援金>

・申請受付：9,952件（進捗率：約95.9%）、支出実績：9,853件（進捗率：約94.9%）

（H30年5月末時点、金額は全体事業費ベース）

区分		申請対象		申請受付状況		支出実績状況		
		件数	金額(千円)	件数	進捗率	件数	進捗率	金額(千円)
再建支援金	半壊	240		222	92.5%	174	72.5%	158,121
	一部損壊	3,319		3,130	94.3%	2,612	78.7%	750,900
	合計	3,559		3,352	94.2%	2,786	78.3%	909,021
修繕支援金(1~5万円)		10,382		9,952	95.9%	9,853	94.9%	443,430

1) 被災者住宅再建支援金は工事完成後に実績報告を経て支払いが行われる。

2) 再建支援金は、期間延長を行った市町（倉吉、三朝、湯梨浜、北栄、伯耆）については、申請期限がH30.10.31まで、実績報告の期限がH31.10.31まで、それ以外の市町村については、すでに申請受付が完了しており、実績報告の期限がH30.10.21までである。

3) 修繕支援金は、期間延長を行った市町（倉吉、三朝、湯梨浜、北栄、伯耆）については、申請期限がH30.10.31まで、それ以外の市町村については、すでに申請受付が完了している。（実績報告は不要）

○ 未申請世帯については、市町と協力して、個別訪問等により世帯毎の実態調査を行い、生活復興支援チームによる支援・フォローアップを実施中。

## 1 市町村ごとの申請対象、申請受付実績、支出実績

（H30年5月末時点、金額は全体事業費ベース）

市町村	件数(件) 金額(千円)	再建支援金(半壊・一部損壊)			修繕支援金(1~5万円)		
		申請対象	申請受付状況	支出実績状況	申請対象	申請受付状況	支出実績状況
倉吉市	件数	2,564	2,423	1,935	5,807	5,446	5,390
	金額	897,204	831,280	650,159	270,620	254,750	252,400
三朝町	件数	163	163	147	921	921	920
	金額	51,198	51,198	46,664	40,420	40,420	40,380
湯梨浜町	件数	274	274	221	1,306	1,304	1,304
	金額	82,552	83,862	64,930	54,480	54,360	54,360
琴浦町	件数	26	26	20	423	423	423
	金額	8,095	8,149	6,418	19,200	19,200	19,200
北栄町	件数	514	449	448	1,636	1,569	1,528
	金額	159,134	137,699	136,354	69,090	67,330	65,620
その他市町	件数	18	17	15	289	289	289
	金額	5,406	5,094	4,494	11,520	11,520	11,520
合計	件数	3,559	3,352	2,786	10,382	9,952	9,854
	金額	1,203,592	1,117,285	909,021	465,330	447,580	443,480
進捗率			94.2%	78.3%		95.9%	94.9%

(申請受付ベース)

(交付実績ベース)

(申請受付ベース)

(交付実績ベース)

## 2 進捗率の推移

区分		進捗状況				
		H30.1	H30.2	H30.3	H30.4	H30.5
再建支援金 (半壊・一部損壊)	申請受付状況	87.4%	87.8%	91.6%	92.4%	94.2%
	支出実績状況	68.3%	69.2%	73.7%	75.2%	78.3%
修繕支援金 (1~5万円)	申請受付状況	95.7%	96.0%	93.5%※	94.0%	95.9%
	支出実績状況	95.6%	95.7%	93.3%※	93.7%	94.9%

※倉吉市の共同住宅の申請対象件数が、貸主から借家人に数え方を変更したため、366件増加したことによる進捗率の減

## <参考> 中部地震復興本部による生活復興支援の取組状況(5/29現在)

・中部1市4町の実態調査実施率63.8%（生活復興支援対象世帯数974世帯中、実施済み621世帯）。

（※前月(4/27)：実態調査実施率29.2%（生活復興支援対象世帯数974世帯中、実施済み284世帯））

# 上下水道の持続的経営に向けた鳥取県広域化・共同化等検討会（第1回）の概要について

平成30年6月15日  
 くらしの安心局水環境保全課

平成28年度から水道及び下水道の持続可能な経営確保に向け、全市町村を対象に研修会等を実施し、平成30年度から具体的な取組を継続的に検討するため、各流域別に検討会を設置し、第1回検討会を開催したので、概要を報告する。

## <検討会の背景等>

- ・上下水道事業は、人口減少社会の下、料金収入の減少により経営状況は厳しく、老朽化する施設の更新、技術職員の大幅な減少への対応が必要で、基盤強化も求められている。民間事業者の技術・運営ノウハウや資金を活用する官民連携も有効な方策で、全国でも様々な取組が始まっている。
- ・平成31年度の下水道の社会資本整備総合交付金の採択要件として、広域・共同化等の検討に着手していることが条件付けされた。

## (鳥取県の水道・下水道の概況)

- 水道 上水道1本に統合【鳥取、岩美、北栄、琴浦、大山、米子(境港・日吉津)、伯耆、南部】  
 簡易水道1本に統合【若桜、江府】、簡易水道のみ複数【八頭、日野、日南】  
 上水道と簡易水道が併存【倉吉、湯梨浜、三朝、智頭】
- 生活排水 整備率93.1%(全国平均90.4%)、公共下水45箇所、農業集落排水195箇所 等

## <検討会の概要>

### 1 日時等

日時：平成30年5月28日（東部34名）、30日（中部29名）、31日（西部35名）各90分程度

出席者：延べ98名  
 市は水道局長、下水道部長、町村は副町長ほか、上下水道担当課長、財政担当課長、  
 県は生活環境部長、くらしの安心局長、水環境保全課、地域振興課、資産活用推進課

議題：市町村の上下水道を取り巻く現状と課題、広域化・共同化等の今後の進め方について

※過去の開催：下水道はH29年度に3回(官民連携、効率化)、水道はH28年度に2回開催(上水と完水の統合等)

### 2 主な意見

区分	内 容
共 通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小さな課題を拾い上げ、共同処理できる事務から始め、お互いのメリットを確認しながら、進めていきたい。</li> <li>・ハード統合は、地理・地形等の事情で進まないこともあるので、経営等のソフト統合で、スケールメリットのある検討をお願いしたい。</li> </ul>
水 道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(広域化の前段として、)まずは、簡易水道の統合を進めたい。</li> <li>・市町村合併により、水道事業を広域化した方が、スケールメリットが少ない。小さな課題が山積みで、現行の体制で落ち着くまで、相当年数が必要である。</li> <li>・流域で考えた場合、市の考え方が大きな影響を与えるので、その方向づけをお願いする。</li> </ul>
下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(広域化の前段として、)生活排水処理は、各町において農業集落排水施設等の統廃合や公共下水への接続により、人口減少に合わせた施設規模をダウンサイジングする必要がある。</li> <li>・広域連合で行っている集落排水等のし尿処理の在り方、流域下水道への接続検討などもすべきで、広域連合にも参加をお願いしたい。</li> <li>・広域行政管理組合は、下水汚泥の共同処理等の検討を始めているので、良いタイミングで検討会が設置された。</li> </ul>

### 3 今後の進め方

- ・年間4回程度、上水道・下水道別に担当課長レベルで検討会を開催し、一定の区切りがついたところで、副町長等の参加を受け、報告・協議を重ねる。
- ・第2回は、各市町村の抱える小さな課題を拾い上げ、共同処理可能な事務の内容について検討する。また、上水道はソフト統合、下水道は処理区域や汚泥共同処理の拡充等について協議する。

## ◇共同処理可能と考えられる事務

- 水質検査、薬品購入、会計士派遣、緊急修繕用深井戸予備ポンプ、給水車、漏水探知機等の共同使用・管理
- 施設等の維持管理・水道料金の賦課徴収の共同化
- 専門職員の広域連携、他町の職員からの助言及び支援の連携 など

# 天神川流域下水道の指定管理者審査要項（案）の概要について

平成 30 年 6 月 15 日  
くらしの安心局水環境保全課

平成 31 年度から天神川流域下水道の管理運営を行う指定管理者について、審査要項（案）を作成したので報告する。なお、当要項は、6 月 7 日に開催した生活環境部指定管理候補者審査委員会の意見を踏まえている。

## 1 指名団体とその理由

○公益財団法人天神川流域下水道公社

(指名理由)

- 1 年間を通じて稼働停止が許されないことから、災害時の緊急対応等のため施設全体を熟知している必要があること。
- 2 公社は、当該施設管理のために設置された団体であり、経営破たんリスクも低いこと。
- 3 直接の施設利用者かつ運営費の負担者の代表である関係市町長が公社による安定的な運営を希望していること。

○毎年の点検評価、上記審査委員の評価等 (H29.9.5)

点検評価 H29 年度 A (参考: H28 年度 A)

主な評価 【指名指定継続の是非: 適 (5 名中 5 名)】

- 現公社は施設設置当初(S59)より、責任と経営プランを持って事業にあたっている。設置時の経緯、下水道処理という特殊性と公共性により、現公社の「指名指定」が適している。
- 特殊な技術や条件を持つ施設は、長期に渡るマネジメントが必要と考える。地域との関わりを大切にしながらもコスト削減に努め、問題とすべき事案も見当たらない。総合的に判断し、公社による指名指定で良い。
- 指名指定を開始した時と社会情勢等に変化無く、引き続き、地元市町からは、市町が運営に関与できる公社による管理運営を望む要請があり、変更する理由はない。 など

## 2 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ・流域下水道の運転に関する業務
- ・流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理並びに修繕に関する業務
- ・その他流域下水道の管理運営に関する業務

(2) 管理の基準 (基本的事項)

- ・天神川流域に居住する住民の衛生環境を保全し、公共用水域の水質の保全に資すること。
- ・施設が安全かつ安定的に運営され、その機能が最大限に発揮されるように適正な維持管理の実施、効率的な運営による経費節減に努めること。
- ・終日稼働 流域下水道は通年終日 (24時間365日) 稼働させること。

## 3 利用料金等の取り扱い

- ・収入は、県からの委託料 (財源は汚水処理量に応じて市町が支払う負担金) のみで、その他の収入はない。

## 4 委託料

県は、指定期間中 (5 年間) の管理運営に必要な経費として、総額 2,490,406,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。) を上限として委託料を支払う。

なお、事業の委託料に余剰金が生じた場合は、県の天神川流域下水道事業特別会計へ全額返還する。

5 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日〔5年間〕

6 スケジュール

- (1) 計画書の提出期限 平成30年7月下旬
- (2) 審査委員会（候補者の審査） 平成30年8月上旬
- (3) 審査結果の通知・公表 平成30年8月中旬
- (4) 指定管理者の指定 平成30年10月下旬（議会の議決を経て行う。）

7 審査方法等

(1) 審査方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者の審査を行う。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、当該施設に関する有識者（2名）、生活環境部次長〔計5名〕

(3) 審査基準

審査基準	審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○管理の基準 ・業務時間の設定 ・個人情報保護、情報の公開への対応 ○施設設備の維持管理の基準 ・長期安定使用のための維持管理の考え方と対応、省エネルギー、省資源、資源の再利用、周辺環境への配慮の取組等 ○業務の外部委託 ・外部委託の考え方 ・委託先の選定方法等 ○事故事件の防止措置、緊急時の体制・対応
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○経費の効率化 ・管理経費の効率化の考え方 ・収支計画の見通し
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○公社の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○公社の社会的責任の遂行状況 ・障がい者の雇用 ・男女共同参画推進企業の認定 ・ISO、TEASの認証等 ○当該施設の管理運営状況の実績評価

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

8. その他

社会情勢等の変化により広域化・共同化の導入や公共施設等運営権制度（コンセッション方式）導入など施設の今後のあり方に検討を要するものについては、別途協議し決定する。